

韓国知的財産ニュース 2014年7月前期

(No. 274)

発行年月日：2014年8月8日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 知的財産専門講師の登録制度を施行(7.2)
- 2-2 特許庁、本格的な特許行政の改革へ(7.4)
- 2-3 特許庁、「2013知識財産白書」を発行(7.7)
- 2-4 特許庁、自動車チューニング産業を支援(7.9)
- 2-5 特許庁、中国と商標分野における協力強化へ(7.10)
- 2-6 特許庁、世界中に発明教育を伝授(7.11)
- 2-7 韓-独特許庁、特許審査ハイウェイ協定を更新(7.13)
- 2-8 特許庁、特許対象のSW範囲を維持…文化部の意見に配慮(7.13)
- 2-9 知的財産権を巡る紛争、欧州現地でも支援(7.15)
- 2-10 特許庁、「2014 WIPO-Korea Summer School」を開催(7.15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 釜山国際市場の模倣品、官民共同で取り締まりを実施(7.4)
- 3-2 ハンファQセルズ、特許侵害で京セラに提訴され(7.11)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 国内最長商標は「セムピョ」、還暦を迎える(7.15)

その他一般

- 5-1 高麗大、医療界では初めて技術持株会社を設立(7.3)
- 5-2 特許情報振興センター、本社を大田へ移転(7.9)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 知的財産専門講師の登録制度を施行

韓国特許庁(2014.7.2)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)によると、7月1日から「知的財産専門の教授要員登録制度(以下「登録制度」という)」を施行する。

登録制度は、国内の知的財産教育訓練機関において講師・教授として活動可能な人材プールを作り、教育機関および大学で教育課程を開設する際に活用できる制度だ。

登録制度を利用して講師登録を行うためには、知的財産分野の従事者や学位取得者、弁理士・弁護士などの資格取得者、講義経験者、知的財産の教育コンペティションの受賞者などの資格を備えなければならない。

登録制度に申し込むための必須教育としては、韓国特許庁の国際知識財産研修院および韓国発明振興会で進める「知財権専門教授養成過程(T2L)」および「発明教師深化過程」、大学教授向けの「大学教授に対する知的財産プログラム(T3)」、大学内に設置された「発明教師教育センター」の深化過程に相当する教育を履修する必要がある。

資格と必須教育の履修の条件を満たした後、本人が直接登録制度のホームページ(www.ipacademy.net)に情報を入力し、証明書などの証憑種類に対する照会期間が経過すれば、対民および教育訓練機関に情報が公開される。

教育訓練機関および大学における教育課程の開設担当者が特許庁に知財権教育機関として登録すれば、登録制度講師についてより詳細な情報が得られる。

特許庁は、今回の登録制度の施行を通じて、国内の知的財産教育機関がそれぞれ運営していた講師人材プールを共有できるほか、知財権教育分野に新規参入を目指す専門家にとっては、自己PRできる機会になると期待されている。

特許庁国際知識財産研修院のピョン・フンソク院長は「今回の登録制度を通じて、講師間の善意による競争対抗を誘導し、良質の教育サービスを提供していく基盤が確立されることと期待している」と述べた。

登録制度は、まず7月18日(金)まで講師情報を入力してもらい、確認手続きなどを経て、8月からは講師情報を公開する予定だ。それからは随時に登録制度を利用した登録申し込みや照会などが可能だ。

2-2 特許庁、本格的な特許行政の改革へ

韓国特許庁(2014.7.3)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、過去からの間違った慣行を正し、国民の目線に合わせた特許行政を進めるため、省庁で初めて「非正常の正常化および政府3.0競進大会」を7月3日(木)午後2時から大田政府庁舎にて開催する。

非正常の正常化と政府3.0は、新政権が掲げた国政運営の原則であり、国民本位の国政運営パラダイムである。

非正常の正常化は過去の間違った慣行や汚職問題、腐敗を正すことで、基本がしっかりしている国作りを目指すとの意味で、政府3.0は公共情報の公開と共有を基に、省庁間の協業を通じて国民本位のオーダーメイド型サービスを提供するという政府改革キャンペーンである。

今回の競進大会のため、これまで特許庁と傘下の公共機関から掘り起こした55件の正常化および政府3.0の事例が提出されており、予選審査を経て最終的に選ばれた10件の事例が競進大会で発表される。

その事例を具体的に見ると、まず、非正常の正常化分野の優秀事例である「商標ブローカー」の根絶が目立つ。商標ブローカーは、他人の商号を人知れず商標登録した後、実利用者から商標利用料を騙し取ることで商標利用の秩序を乱している元凶だ。そのブローカー行為の根絶に向けて関連商標法を改正し、被害通報サイトを運営するなど、積極的に対応してきた結果、関連被害は徐々に減少している。

その他正常化分野の優秀事例の特徴は、需要者である国民の観点から古い行政手続きを正常化したことだ。行政書類上の単純誤字に対する救済手続きを新設した件、書類送

達箱を活用して送達手続きを改善した件、登録の年次手数料の案内を電子化した件などが挙げられる。注目すべき点は、行政手続きの正常化は国民の利便性向上のみならず、行政費用も節約できる一石二鳥の効果があるということだ。

一方、政府 3.0 分野の優秀事例における共通点は、官民または省庁間の協力を通じて成果を極大化したということだ。金融業界との協力により、企業が特許を担保に普通銀行から金融支援を受けられるようになったほか、省庁間の協業により種子産業の特許競争力を高めた。また、政府全般で標準特許の支援システムを構築する成果を挙げた。

本大会の特徴の一つは、構成員が審査過程に幅広く参加するという点だ。予選審査の過程において、特許庁全部署の中で選ばれた代表が参加しており、その中でも競進大会本選においては特許庁各課を代表する「革新リーダー」が現場評価団として参加し、ワイヤレス採点端末を利用し、リアルタイムで評価するという。

キム庁長は、本大会の準備過程において「公職者が集団的な考え方にとらわれすぎたあまり、見過ごしがちである間違った慣行を正すという正常化のきっかけになったと思う。人材・予算の追加投入がなくても、公開・共有・疎通・協力により国民の幸福を実現できると学んだ。今後も、客船沈没事故を機に、公職社会の間違った慣行を持続的に発掘・改善する一方で、特許庁構成員の働き方、意識および文化を改革することで、国民本位の行政サービスを持続的に提供していきたい」と述べた。

2-3 特許庁、「2013 知識財産白書」を発行

韓国特許庁(2014. 7. 7)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、2013 年度知的財産政策の現況と主な成果をまとめ、今後の知的財産政策のあり方を盛り込んだ「2013 知識財産白書」を発行した。

2013 年、特許庁は創造経済の実現に向けた 5 年総合実現戦略の策定、品質中心の特許審査パラダイムの転換、産業間の融合トレンドを反映した特許審査組織の全面改編、企業の知的財産権活用および紛争への対応支援に向けた知的財産(IP)金融の活性化などの政策を推進してきた結果、国務調整室が主管する政府業務評価において優秀機関に選ばれた。また、国際的な成果としては、国内で初めて TM 5 (商標五庁会合)の国際会議を開催し、IP 5 (五大特許庁)の専門家グループ協議をリードするなど、韓国特許庁のステータスを向上させるとともにグローバル・ルール作りの主導権を確保することができた。

キム・ヨンミン庁長は、「知的財産行政の詳細な現況とその成果などを盛り込んだ白書

により、創造経済時代の根幹となる知的財産に関する国民の理解と関心を高め、知的財産政策のあり方を共有していきたい」と述べた。

本白書は、▲知的財産政策の概観 ▲知的財産権を創出するシステム改革 ▲知的財産およびアイデア保護の強化 ▲中小企業による知的財産活用力量の向上 ▲知的財産行政サービスの高度化 ▲知的財産専門の人材育成およびグローバル・リーダーシップの強化 ▲出願、審査・審判、登録分野の現況の計7セクションに構成されている。

「2013 知識財産白書」は、中央行政機関および地方自治体、全国の大学および公立図書館、マスコミなどに配布され、知的財産政策のあり方および成果を理解するにおいて、有効な資料として活用することができる。

同白書は、韓国特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)上でダウンロードできるほか、政府刊行物販売センター(www.gpcbooks.co.kr)で購入することもできる。

2-4 特許庁、自動車チューニング産業を支援

韓国特許庁(2014.7.9)

最近の自動車産業界で最も注目されている分野は「チューニング」だ。メーカーによる画一的なデザインを拒否し、自分だけのユニークな車を求める消費者のトレンドが反映されている上、これからの成長可能性が非常に大きい市場であるためだ。

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)によると、チューニング・カーの一種であるキャンピング・カーに関する特許出願の場合、ここ5年間の出願件数が以前より120%増加した。また、自動車分野の特許出願人数は2011年1,300人から2012年1,700人へ30%以上急増したが、チューニング・ブームを受けて自動車部品分野に新規参入する事業者が増えたことが原因だと見られている

これまで厳しい規制とネガティブな認識などの影響で競合国より立ち遅れていた韓国のチューニング産業を活性化するため、政府は自動車チューニング産業振興対策(6.17)を発表した。こうした流れに乗って、チューニング関連技術の開発および事業化の動きはますます盛んになると思われる。

特に、産業の発展と軌を一にする特許権など知財権に対する需要は、現政権の政策基調である規制緩和の傾向と相まって、さらに増加するとの見通しだ。そのため、特許庁は国内の自動車チューニング産業界が早期に特許経営に乗り出すことができるよう、積

極的な支援を行う予定だ。

まず、特許庁は国内最大級の自動車アフターマーケット見本市である「2014 ソウル・オートサロン」に、特許相談センターを設置する。特許相談センターは、参加企業を対象に特許権の重要性を知らせ、特許の獲得方法や従来の特許による侵害訴訟を予防する方法などについて、コンサルティング・サービスを提供する予定だ。また、今年12月に行われるチューニング・カー大会にアイデア部門を新設し、創意工夫の優れた商品に対しては特許庁長賞を授与するなど、アイデア保護の手段としての知財権に対する認識向上を目指す。

今後は、チューニング産業協会、発明振興会などの関係機関と協力し、現場訪問コンサルティングなど各企業の技術保護および事業化の支援に取り組むことにした。産業部が進めているチューニング技術開発支援事業にも積極的に協力し、技術開発の段階から強固な特許創出に向けた諮問活動を行う計画だ。

特許庁の関係者は「最近、規制緩和の流れを受けて、外資系の大手チューニング業者が本格的に韓国市場へ参入すると見られているだけに、完成車業界に比べ企業規模や労働力の面で厳しい状況に置かれている国内チューニング業界の保護のために、特許庁の役割が求められている状況だ」と述べた。

2-5 特許庁、中国と商標分野における協力強化へ

韓国特許庁(2014.7.10)

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、7月8日、北京にて中国国家工商行政管理総局と第3回中韓商標庁長官会談を開き、商標分野における両国間の相互協力事業を拡大していくことにした。

今回の会談は、2012年に開催された第2回中韓商標庁長官会談以来、2年ぶりに開催されたもので、「KBS」、「済州島」などの韓国有名商標を中国で無断先願するケースが増えている中で、両国の商標政策を担当している高位級政策担当者間の協議チャンネルを再稼動したという点で意義がある。

今回の会談を通じて、両国は▲商標保護に関する政策情報の共有、▲商標公報のデータ交換の検討、▲商品分類に関する情報交換、▲商標分野における民間機構間の協力チャンネル構築に向けた中韓商標フォーラムの開催、▲TM5を通じた国際協力体制の強化などについて合意を導き出した。

今後、中国の商標公報データとともに商品名に関する類似群コードの情報が公開されれば、中国国内で出願する韓国企業が類似商標の有無を事前に確認することができるため、中国国内での商標登録の可能性がさらに向上すると期待されている。

一方、本会談前の5月1日から施行された新しい中国商標法は、一つの商標を複数の商品に一括して出願する「一出願多区分制度」が導入された上、商標の場合は電子出願も可能となり、中国国内における商標出願がさらに便利になると見られる。併せて、中国の改正商標法により、悪質な有名商標の模倣出願を予防できる制度が新しく導入された。悪意のある商標侵害の場合、損害額の3倍まで賠償する懲罰的損害賠償制度が導入され、中国国内における韓国企業の商標保護環境が大幅に改善されると見られる。

キム庁長は、「今回の商標庁長官会談は、最近、習近平国家主席の訪韓によって一層緊密になった両国間の戦略的パートナーシップ関係を基に、両国間の商標分野における政策共助を強化するきっかけになったという点で大きい意味がある。最大貿易国である中国における韓国企業の商標出願および登録が容易になるほか、商標権の保護環境がさらに改善されることを期待している」と述べた。

2-6 特許庁、世界中に発明教育を伝授

韓国特許庁(2014. 7. 11)

韓国の創意・発明教育の経験を伝授してもらうため、途上国の教育担当公務員が韓国を訪れる。

韓国特許庁(庁長キム・ヨンミン)によると、7月14日から7月29日まで国際知識財産研修院にて、途上国の公務員を対象に創意ある人材育成に向けた発明教育をテーマに招聘研修を実施する。

韓国国際協力団(KOICA)の招聘研修事業として行われる同教育には、モルディブ、スリランカ、アゼルバイジャンなど世界10カ国の計18人の公務員が参加し、創意ある人材育成の重要性や発明教育の運営方法などに関する研修を受ける予定だ。

*参加国：グアテマラ、モルディブ、スリランカ、アゼルバイジャン、ケニア、ガーナ、コンゴ、エチオピア、ベラルーシ、ボリビア

21世紀に入り、世界経済のパラダイムが「産業経済」から「創造経済」へシフトしたことで、創意工夫が国の付加価値を創出し、国家競争力を左右する重要要素として浮上した。その結果、創意ある人材の育成が国の主なイシューとして定着している。

特許庁は、子供が知的財産と発明に興味を持ち、国の人材として成長するため、1987年から全国の小中高校に発明クラスを設置し、発明教育を担当する教師の養成に乗り出した。1990年代後半からは「発明人材育成事業」を本格的に推進し、全国の地域拠点別に発明教育センターの設置、発明・特許特性化高校への支援、次世代英才企業人の育成事業など、様々な発明教育支援政策を進めている。

特許庁はこれまで蓄積してきた発明教育の経験と成果を基に、途上国の創意ある人材育成を支援すべく、今年初めて発明教育招聘研修の実施にとりかかった。

本研修は、発明教育の理論、韓国の発明教育支援施策、発明教育技法、発明教師の養成法など、発明教育に関する政策を紹介するとともに発明教育の現場を見学する。

一方、特許庁は途上国の創意ある人材育成を体系的に支援するため、発明教育の標準教材開発(レベル1)、途上国の認識向上および発明教師の養成(レベル2)、途上国に合わせた発明教育の支援(レベル3)などを段階的に推進する。

その一環として、現在、世界知的所有権機関(WIPO)の資金支援により、発明教育の標準教材を開発中であり、来年には途上国の科学・技術教師を招聘し、発明教師養成課程を運営する計画だ。

2-7 韓-独特許庁、特許審査ハイウェイ協定を更新

デジタルタイムズ(2014.7.13)



韓国特許庁は11日、ドイツのミュンヘンにてドイツ特許庁長と会談を行い、特許審査ハイウェイ(PPH)業務協定を更新した。また、両国特許庁間で特許公報など知的財産に関するデータの交換に合意した。

両国は、2010年3月、PPH 施行に向けた業務協定を締結した。PPH は、出願人が発明を複数国に出願する場合、第1庁(先行庁)で特許可能と判断されれば、第2庁(後続庁)において早期審査が受けられるようにする制度だ。

併せて、審査官の交流を通じて、両国の特許制度および審査実務に関する情報共有、そして知的財産権に関する中小企業向け支援政策および優秀事例の共有など、協力を拡大していく予定だ。

イ・ジュンギ記者

2-8 特許庁、特許対象の SW 範囲を維持…文化部の意見に配慮

電子新聞(2014.7.13)

特許庁が文化体育観光部(以下、文化部)と業界の意見を受け入れ、特許で保護するソフトウェア(SW)の対象を従来の水準で維持することにした。オープンソース業界の批判は続いているものの、プログラムそのものは特許対象に含まれないため、大きな問題が生じることはないという。

13日、特許庁と文化部によると、特許庁はSW発明の範囲に当初計画していた「コンピュータプログラム」の代わりに「ハードウェア(HW)と結合し、特定課題を解決すべく媒体に保存されたコンピュータプログラム」を入れた。それとともにアプリケーションなど、コンピュータプログラムに準じる用語記載を許容し、媒体に保存されていないコンピュータプログラムはプログラムそのものを請求しているため、許容しないという内容を改正審査基準に盛り込んだ。

6月、特許庁はコンピュータプログラムをSW発明の範囲に入れると発表した。しかし、文化部などは国内業界への被害を懸念し、反対の意見を示した。ソースコードの形で表現するプログラムそのものが特許対象に追加されれば、グローバルIT企業が特許権を濫用し、国内での開発が萎縮しかねないという判断からだ。文化部の改善要請を受け入れ、特許庁は審査基準を見直した。

特許庁の関係者は「誤解の余地がある部分については、文化部と協議を行った。コンピュータプログラムそのものは許容しないという事実を明示することで、誤解を払拭した」と述べた。

文化部の関係者も「特許で保護するSW対象を拡大しないという観点で議論を行った。

特許出願人の不便を解消する必要があるという点は、文化部も認めている」と述べた。

審査基準の見直しにより、該当範囲が見つからず特許出願に難航していた企業またはやむを得ず「記録媒体」の範囲を活用していた SW 企業の不便が解消されると見られる。特に、請求項の形式上の表現により、頻繁に特許出願を拒絶されていたモバイル・アプリケーション業界が恩恵を受けると期待される。

ただし、共有・公開を重要視するオープンソース業界の不満は依然として残っている。社団法人オープンネットは論評を通じて「見直された特許庁の審査基準は、当初の計画とさほど差が見られず、立法権侵害が懸念される上、SW 開発と革新を阻害しかねない」と述べた。

また、「6月の改正案で大幅な改正を行ったとしているが、実質的な内容は同一なもので、特許庁が最初から主張していた SW 特許強化政策をそのまま押し付けているに等しい」と批判した。

SW 業界の関係者は「オープンソース業界の一部で反対の声があるのは事実だが、特許庁の決定を支持する SW 企業も少なくない。今後の動きに注目する必要がある」と述べた。

ユ・ソンイル記者

2-9 知的財産権を巡る紛争、欧州現地でも支援

韓国特許庁(2014. 7. 15)

特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、大韓貿易投資振興公社(以下、KOTRA)と共同で、7月10日、ドイツ・フランクフルトにて海外知識財産センター(以下、IP-DESK)の開所式を行った。

韓 - EU FTA の発効 3 年目に入り、韓国企業の進出とともに交易規模が増加したことで、知的財産権を巡る紛争も頻発している。ここ 5 年間、欧州地域で発生した韓国企業に対する知財権訴訟は計 149 件と、米国の次に多い件数だ。

IP-DESK が設置されるフランクフルトは、欧州の交通・金融の中心地として、韓国企業が最も多く進出している地域でもあることから、韓 - EU FTA 時代において欧州への輸出および企業活動の中で遭遇する知財権の問題を解消する拠点として選ばれた。

フランクフルト IP-DESK は、韓国企業の商標・意匠出願など、権利確保支援事業、知財権に関する情報提供、専門家による相談など、様々な支援サービスを通じて、欧州地域の韓国企業に知財権紛争に対する予防・対応策を提供する予定だ。

途上国である中国・タイ・ベトナムに設置された IP-DESK は、韓国企業の知財権侵害を防止するため、侵害調査および取り締まり活動を中心に運営しているが、ドイツの IP-DESK の場合、先進国に進出してから訴訟の対象となった韓国企業のために、知財権紛争の予防とその対応策に関するコンサルティングを中心に運営する予定だ。

キム庁長は、「韓国企業が韓-EU FTA を十分に活用するためには、欧州市場をターゲットにした知財権の迅速な先取りと紛争予防措置が必要だ。」と述べ、「2015 年以降は、欧州地域で統一特許制度の施行により、欧州の知財権制度にも大きな変化が予想されているだけに、韓国企業の対応において IP-DESK の役割が一層重要になると思われる」と強調した。

一方、キム庁長は IP-DESK 開所式の後、総領事館の関係者をはじめ、現地の企業関係者、法律専門家、関連商工団体の会員などと懇談会を開き、現地における知財権関連の問題を聴取した。また、11 日にはドイツ特許庁を訪問し、ドイツに進出している韓国企業の知財権保護など、知財権に関する両国の協力方策についても議論する予定だ。

特許庁は今回開所したドイツ(フランクフルト)を含め、米国(ロサンゼルス、ニューヨーク)、中国(北京、上海、広州、青島、瀋陽)、ベトナム(ホーチミン)、タイ(バンコク)の 10 カ所にて、KOTRA と共同で IP-DESK を設置・運営している。

2-10 特許庁、「2014 WIPO-Korea Summer School」を開催

韓国特許庁(2014. 7. 15)

世界中の大学生が韓国を訪れ、知的財産権に関する研修を受ける。

韓国特許庁は国際知識財産研修院で 7 月 14 日(月)から 25 日(金)までの 2 週間、「2014 WIPO-Korea Summer School on IP」を開催する。

世界知的所有権機関(WIPO)と共同で開催するサマースクールは、韓国をはじめ、日本、マレーシア、タイなど 13 カ国で 30 人の大学生が参加し、知財権の全般に関する幅広い知識を勉強する。

*参加国(13)：韓国、日本、タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、モンゴル、バ

ングラデシュ、カメルーン、レソト、ナイジェリア、ザンビア、ジンバブエ

今回のサマースクールでは特許、商標、意匠はもちろん、最近 이슈 になっている著作権、地理的表示、営業秘密、知財権の競争政策など 33 のテーマについて、講義と主題発表および討論の授業が行われる。その他、特許法院と大徳(テドク)研究団地の見学プログラムも運営される予定だ。

WIPO は、1998 年以來、グローバルな知財権人材育成プログラムの一環として、毎年世界中の大学生と新入社員を対象にサマースクールを開催してきた。現在 WIPO と協力して知財サマースクールを運営している国は、スイスやシンガポールなど 9 カ国だ。

韓国は 2008 年から WIPO と共同で知財サマースクールを毎年開催している。特に、今回は 13 カ国の 30 人が参加する。7～8 カ国で 20 人前後の学生が参加していた例年に比べると、参加国および参加者数の増加が目立つ。

国際知識財産研修院のピョン・フンソク院長は「今回のサマースクールは、知財権分野に対する世界中の大学生の高い関心を反映しており、研修を通じて先進国はもちろん途上国の若年層にまで、知財権に対する認識向上に貢献できると思う」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 釜山国際市場の模倣品、官民共同で取り締まりを実施

韓国特許庁(2014.7.4)

特許庁(庁長キム・ヨンミン)は、国内外の観光客から「偽物市場」という汚名で呼ばれ、国家イメージに悪影響を与えかねない釜山国際市場の模倣品を撲滅するため、釜山地方警察庁、釜山税関、釜山中区庁、韓国知識財産保護協会と国内外の有名商標権者とともに 6 月 26 日(木)～27 日(金)の 2 日間、釜山国際市場など有名観光スポットに 47 人の人員を投入して官民共同の取り締まりを実施した。

共同取り締まりチームは、同地域において国内外の観光客対象に模倣品を流通・販売した疑い(商標法違反)でパク某氏(42 歳)など 20 人を書類送検し、偽物の有名ブランドバッグ、衣類などの模倣品 2,657 点(正常価格 14 億ウォン相当)を押収した。

今回、摘発された容疑者(20 人)のうち 11 人は、商標法違反の罪で処罰を受けたこと

があった。その中でも被疑者キム某氏(55歳)は同種の前科5犯で、常習的に模倣品を流通・販売していたことが明らかになった。

特許庁関係者の発表によると、「今回の共同取り締まりは、各機関がそれぞれ少人数で実施していた従来の取り締まりから脱し、関係機関の間で緊密な協力体制を構築して集中的に取り締まり活動を展開することで効率を極大化した上、民間の商標権者を模倣品取り締まりの課程に参加させ、産業財産の保護業務におけるコミュニケーション強化および意見収集の場になった」という。

一方で、今回の共同取り締まりでは他人の登録商標と同一の商標のみならず、登録商標の一部を変更した類似商標の模倣品に対する取り締まりも行われた。

特許法人イジのパク・ジョンテ弁理士は、「他人の登録商標と同一の商標のみならず、類似商標を使用する者にまで刑事侵害罪を適用している。登録商標の出处について混乱を招きかねない類似商標の使用を取り締まり対象にするのは当然の帰結である。」と述べた。

特許庁産業財産保護協力課のクオン・オジョン局長は、「他人の登録商標と同一の商標のみが商標権または専用使用権の侵害に相当するという認識が問題だ」と指摘し、「今回の共同取り締まりでは、他人の登録商標と類似した商標の使用も取り締まりの対象にすることで、商標権侵害の取り締まり範囲を明確にしたという点で意義がある。」と述べた。

また、「今後も特許庁は、関係機関とともに捜査共助の体制を構築するだけでなく、民間の商標権者とともに持続的な共同取り締まりを実施することで、模倣品の撲滅に最善を尽くしていきたい」と付け加えた。

3-2 ハンファQセルズ、特許侵害で京セラに提訴され

韓国特許庁(2014.7.11)

ハンファグループが太陽電池に関する特許問題で日本企業に提訴された。業界では、日本の太陽電池市場において海外企業のシェアが高まっていることに対するけん制の意図があるのではないかと分析している。日本の太陽電池メーカーである京セラは、10日、太陽電池の発電効率を高める技術に関する特許権を侵害されたとして、ハンファQセルズ・ジャパンに対して損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起した。

京セラは、「3本バスバー電極構造」という自社特許をハンファ側が無断使用したと主

張している。太陽電池の電極数と幅、配置を最適化して電気抵抗を低減するほか、太陽光の受光面積を拡張して発電効率を向上させる技術に関する特許だ。京セラはハンファ Qセルズ・ジャパンと特許侵害について1年以上交渉を進めてきたが、成果を得られず、訴訟の提起に至った。

韓国の業界では、最近、韓国・中国など日本市場においてシェアを拡大しつつある海外企業に対するけん制が本格化したのではないかと見ている。「3本バスバー電極構造」は太陽電池分野で一般化した技術として知られており、特許侵害の立証に当たって激しい攻防が予想されている。従来の2本電極に比べ、電気抵抗を低減できるメリットがある上、太陽光の受光面積が広いため、発電効率の向上につながるという点で、多数の太陽電池メーカーで同技術を活用している。訴訟の目的については、特許権侵害の立証よりも日本市場に参入した海外企業のけん制だという分析もできる。

ハンファ Qセルズは昨年、日本市場において海外の単一ブランドとしては最多の約 500 MWモジュールを販売した。京セラはハンファ Qセルズ以外の太陽電池モジュールメーカーとも交渉を進めている。状況次第では、太陽電池、モジュールのメーカーのみならず、販売店や発電事業者に対しても損害賠償や差し止めを求める特許侵害訴訟を検討している。業界の関係者は「技術に関する問題は今すぐ判断できないが、3本バスバー電極構造は、太陽電池の製造において一般的な技術として知られている。今回の訴訟は、日本で徐々に定着している海外企業をけん制する狙いである可能性が高い」と述べた。

チェ・ホ記者

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 国内最長商標は「セムピョ」、還暦を迎える

韓国特許庁(2014. 7. 15)

特許庁(庁長キム・ヨンミン)によると、1949年11月28日に商標法が制定されて以来、昨年末まで存続している登録商標は811,170件で、存続期間満了・無効・取消などの理由で消滅した商標は424,205件だった。

登録商標のうち、最も長く存続している国内商標は「セムピョ、」(60年)

であり、その次に「ジンロ、」、「ムグンファピョ、」、「コムピョ、」
などがあり、海外の商標としては「ペプシコーラ、」(59年8カ月)、「カ
メル、」、「IBM、」、「コカコーラ、」などが
ある。

国内最長商標である「セムピョ」は、1954年4月6日に醤油、味噌、コチュジャンを指定商品として出願し、1954年5月10日に登録された。その後、5回の更新手続きを経て、現在まで60年以上存続している。

商標の寿命(存続期間)は、商標が登録されてから消滅するまでの期間のことで、国内登録商標の平均寿命は11.7年であり、商標権者が法人(12.1年)である場合が個人(10.7年)の場合より多少長いことが分かった。

※商標権の存続期間は、設定登録があった日から10年であり、商標権者の申請により10年ずつ更新することができる(商標法第42条)。

商標権は財産権であるため、他人に譲渡することができる。また契約などにより商標の使用を許諾する使用権を設定することができるほか、自分の商標権に対する侵害または侵害が懸念される際には、損害賠償、侵害禁止を請求することができる。

特許庁商標審査1課のペク・フムドク課長は、商標の寿命は、事業の成否と密接な関連があるだけに、長らく使用するためには創意工夫があって呼びやすい商標を開発・登録し、知名度を高めて紛争に巻き込まれないように管理していくことが非常に重要だとアドバイスしている。

その他一般

5-1 高麗大、医療界では初めて技術持株会社を設立

電子新聞(2014.7.3)

国内医療界では初めて高麗大医療院が技術持株会社を立ち上げ、医療技術の特許を活用してベンチャー創業を積極的に支援する。洪陵(ホンヌン)地域を中心とした医療バイオ・ベンチャークラスターの構成にも参加する予定だ。大手総合病院を有している医療院が医療技術の事業化支援に乗り出したことで、厳しい状況の医療機器・バイオ産業が活性化すると期待されている。

3日、高麗大医療院は、大学技術持株会社の子会社として「高麗大医療技術持株株式会社」を設立し、運営を開始したことを明らかにした。高麗大医療技術持株会社は、研究を通じて確保した特許を活用し、事業化を推進する。すでに医療技術持株会社の傘下にバイオと医療機器の子会社をそれぞれ保有している。

高麗大安岩病院のイ・サンホン研究部院長は「研究センターの病院として成長している高麗大医療院は、研究を通じて獲得した特許を活用し、事業化により収益を確保した後、研究への再投資を目指して医療技術持株会社を設立した。持株会社のビジネスモデルとして、研究の好循環システムを築いていきたい」と述べた。

高麗大医療技術持株会社は KU-KIST 融合大学院、高麗大理工界大学と手を組み、IT-BT 連携の融合医療機器メーカーの創業を積極支援する。洪陵地域を中心とした医療バイオ・ベンチャークラスターとも提携する。高麗大医療院は洪陵地域に位置している産官学をつなげた大規模の医療クラスター構成を推進している。

イ副院長は「今年は教授の創業を積極的に支援し、研究の好循環システム作りを目指している。持続的に特許を確保・事業化していきたい」と強調した。

これまで、医療院と IT 企業の協力により合弁会社が立ち上げられたケースはあったが、技術持株会社を設立に直接手がけた例は今回が初めて。2011年に延世医療院が LG CNS、インフィニット・ヘルスケアなどと技術持株会社の設立を推進したものの、白紙になった。その翌年、延世医療院は KT と合弁会社であるフ・ヘルスケアを立ち上げた。盆唐ソウル大病院は 2012年に SK テレコムとヘルス・コネクトを、全北大病院も 2014年4月に一般企業と共同で技術会社を設立した。

高麗大医療院が合弁会社ではなく、技術持株会社を設立したのは大学と病院が保有している特許が充分であると判断したためだ。その特許を基にベンチャー創業を支援し、病院の治験と連携することで収益も創出できるとの見通しだ。

高麗大安岩病院のキム・ヨンフン院長は「医療技術持株会社を通じて、単なる研究中

心の病院ではなく、商用化も可能な研究中心の病院として成長していきたい」と強調した。

シン・ヘグオン記者

5-2 特許情報振興センター、本社を大田へ移転

電子新聞(2014.7.9)

韓国特許情報院の特許情報振興センターが、7月末に本社を大田(テジョン)へ移転する。

特許情報振興センターは、7月26日と27日の2日間、大田ケリョン建設ビルに位置しているオフィスを賃貸し、移転すると発表した。

職員の移転については、2016年まで段階的に行われる予定。職員計650人のうち、戦略企画室、経営支援チーム、先行技術調査などの重要人員150人が1次移動を通じて、今年中に大田へ移転する予定だ。そして2015年2月に150人、2015年7月に100人、2016年末に250人が大田へ移る。同計画は、機関の運営および移転過程において、段階別の移転が最も効率的だという判断によるもの。

特許情報振興センターの新しいオフィスは、大田エキスポ科学公園にて設立される予定だ。これに関連して、特許情報振興センターは昨年10月、大田市と「大徳(テドク)研究開発特区における創造経済の前哨基地および知識財産拠点地区作りに向けたMOU」を締結して、エキスポ科学公園内に新しいオフィスを建設することにした。

特許情報振興センターは、移転が完了される2016年まで地下5階、地上20階規模のビルを建て、本格的な業務にとりかかる計画だ。

特許情報振興センターの移転により大田は特許庁、特許法院、国際知識財産研修院が集結した特許メッカに成り代わる。とりわけ、今回の移転を機に、特許情報院は特許庁との緊密な協力体系が構築され、特許審査の品質向上につながると期待されている。これまでは主に先行技術の調査業務を行っていたが、今後はその業務領域も拡大し、特許庁の事業補助機関として欠かせない役割を担うと思われる。

大田市は特許情報振興センターの移転により、地域経済の活性化と人口の流入などの経済効果を期待している。特許情報振興センターに常住する600人をはじめ、弁理士や

関係機関、その家族など約 4,000 人の人口流入が流入し、地域発展および税収の増大につながると見込まれている。

特許情報振興センター戦略企画本部のチュ・イルテク本部長は「今年、大田に移転する職員は、全員が本人希望で移動することになった。27 日まで 1 次移動を完了し、大田本院の時代を切り開いていきたい。」と述べた。

シン・ソンミ記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipl.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipl@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム